

令和5年度の評価結果を踏まえた改善策の状況

令和5年度の「美瑛町自治基本条例」の運用状況について、まちづくりへの町民参加の促進に向けた情報共有等の実施結果を評価し、その内容を令和6年3月7日の第3回自治推進委員会にてご審議いただきました。

令和5年度の評価結果を基に、令和6年度から下記のとおり改善し効果的な運用に努めてまいります。

○課題（1）（4）（6）

▽広報紙7月号から本条例に関する内容を隔月で連載します。

※条例の趣旨や町政への参加並びに提案方法等を連載することで、町の取組に対し、様々な手法での参加や意見提出が可能であることを周知し、町民主体によるまちづくりについての理解を促していきます。

▽令和6年度中に予定されている各種審議会等の予定を6月末にヒアリングの上、町ホームページ及び各月の広報紙内に掲載します。なお、審議会開催時における従来の防災無線やLINE周知は継続します。

○課題（2）

▽町民の意見等にて取り扱う対象を下記3点とし運用します。

A：メール（問い合わせフォームなど）

B：手紙・FAX・ご意見箱

C：町民提案事業等

※人命に関わるような連絡・報告があった場合は、別途対応を講じます。

※課ごとにバラつきのある取扱いに対しては、公益性・公共性が高いと認められる御意見の場合、個人が特定されないよう十分に配慮の上、内容の一部変更若しくは一部省略等により公開することとし、役場内にて取扱いの周知を図ります。なお、一部変更等を行う場合は、「個人が特定される恐れがあるため、内容を一部変更しています」といった前置きを記載します。

○課題（３）（５）

▽審議会及び議事録は原則公開とします。ただし、個人情報を取り扱う審議会等では傍聴を行わず、個人情報等を除いた（課題２の対応と同様）会議録をホームページ及び町民コーナーで公開します。なお、ホームページ内の議事録は、それぞれの審議会や所管別に公開されているため、閲覧する際に検索がしづらい状況となっていることから、対象審議会一覧等を作成し、リンクにより各会議録につながるよう改善していきます。

以上